

# 定 款

エルナー株式会社

## 総 則

### 第1条（商 号）

当社はエルナー株式会社と称し、英文ではELNA CO., LTD. と表示する。

### 第2条（目 的）

当社は次の業務を営むことを目的とする。

- ① 電子機械器具の製造販売
- ② 電気機械器具の製造販売
- ③ 発電及び売電事業
- ④ 前各号に関連する一切の業務

### 第3条（本店の所在地）

当社は本店を神奈川県横浜市に置く。

### 第4条（機関）

当社は、株主総会及び取締役会のほか、次の機関をおく。

- ① 取締役会
- ② 監査役
- ③ 監査役会
- ④ 会計監査人

### 第5条（公告方法）

当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 株 式

### 第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は1億5,000万株とする。

### 第7条（単元株式数）

当社の単元株式数は1,000株とする。

#### 第8条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。

#### 第9条（株主名簿管理人）

(1)当社は、株主名簿管理人を置く。

(2)株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

#### 第10条（株式取扱規則）

株主名簿、および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他の株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

## 株主総会

#### 第11条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。

#### 第12条（定時株主総会の基準日）

当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

#### 第13条（招集権者および議長）

(1)株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。

(2)取締役社長に事故があるときは、取締役会で予め定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### 第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

#### 第 15 条 (決議の方法)

- (1) 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- (2) 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

#### 第 16 条 (議決権の代理行使)

- (1) 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- (2) 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 取締役および取締役会

#### 第 17 条 (員数)

当会社の取締役は、15 名以内とする。

#### 第 18 条 (選任)

- (1) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- (2) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

#### 第 19 条 (任期)

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

#### 第 20 条 (招集権者および議長)

- (1) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- (2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会で予め定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### 第 21 条 (招集手続)

- (1) 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(2) 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

#### 第 22 条 (決議の方法)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

#### 第 23 条 (取締役会の決議の省略)

当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

#### 第 24 条 (代表取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

#### 第 25 条 (役付取締役)

取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を置くほか、取締役会長、取締役副社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

#### 第 26 条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

#### 第 27 条 (取締役の責任免除)

(1) 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第 423 条第 1 項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間に、会社法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 監査役および監査役会

#### 第 28 条 (員数)

当会社の監査役は、4 名以内とする。

#### 第 29 条（選任）

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### 第 30 条（任期）

(1) 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(2) 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

#### 第 31 条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

#### 第 32 条（監査役会の招集手続）

(1) 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

#### 第 33 条（決議の方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

#### 第 34 条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### 第 35 条（監査役の責任免除）

(1) 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(2) 当社は、会社法第 427 条の規定により、監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 会計監査人

### 第 36 条 (選任)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

### 第 37 条 (任期)

(1) 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(2) 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

### 第 38 条 (報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 計 算

### 第 39 条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年とする。

### 第 40 条 (剰余金の配当の基準日)

(1) 当会社の期末の配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

(2) 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### 第 41 条 (剰余金の配当等の決定機関)

当会社は剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

### 第 42 条 (配当金の除斥期間等)

配当金は、その交付開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。また、未払配当金には利息をつけない。

以 上